

一般競争入札の原則

法の規定によれば、地方公共団体が結ぶ契約は「**一般競争入札**」によることを原則とし、一定の要件を満たす場合にのみ「**随意契約**」などによることができることとされている。

自治体の契約に関しては、公金（税金）を用いた支出であることから、「**公正の確保**」、「**経済性の確保**」、「**参加の機会の均等**」が求められる。

「一般競争入札」とは

不特定多数の企業から、もっとも値段の安い有利な条件を提示した企業を契約相手として選ぶ仕組み。

「随意契約」とは

公平な価格競争である一般競争入札を省略して、契約の相手方を任意に決めるもの。随意契約の中にも複数の種類がある。

随意契約の種類（委託ガイドラインに関するものを抜粋）

下記に該当するものは、一般競争入札（価格競争）を行うことなく、任意の委託先を選定できる。
（※契約金額によって見積書の複数徴取は必要）

1号随契

売買，貸借，請負その他の契約で、その予定価格が下記金額を超えないものをするとき。

- 1 工事又は製造の請負市町村130万円
- 2 財産の買入れ 80万円
- 3 物件の借入れ 40万円
- 4 財産の売払い 30万円
- 5 物件の貸付け 30万円
- 6 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2号随契

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。（委託する内容が、特定のもののしか請け負えないもの）